

**株式会社 CI 東海**  
**長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務手数料規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社 CI 東海長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社 CI 東海(以下「当機関」という。)が実施する技術的審査業務に係る審査手数料について必要な事項を定める。

(技術的審査手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査の審査手数料は、申請1件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 一戸建て住宅(住宅型式性能認定の住宅及び型式部分等製造者の認証を受けた住宅)の技術的審査の審査手数料は、別表第1による。
- (2) 共同住宅等の技術的審査の審査手数料は、別表第2による。
- (3) 変更技術的審査の審査手数料は、前各号の額に0.5を乗じた額とする。
- (4) 限界耐力計算法等の特別な設計方法による場合は、前各号に基づき算出した技術的審査の審査手数料に別表第3による額を加算する。

(審査料金の減額)

第3条 当機関は、業務規程第13条第1項に該当する場合は、第2条に定める審査手数料の額を別に定めることができる。

(附則)

- 1 この規程は、平成21年6月2日より施行する。
- 2 この規程は、平成21年11月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成22年8月16日より施行する。
- 4 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、平成28年8月1日より施行する。
- 6 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

**技術的審査業務手数料規程別表(消費税別)**

別表第1 一戸建て住宅

単位：円

種別	単独申請をする場合	設計住宅性能評価を同時申請する場合
型式認定・製造者認証住宅	22,000	5,000
上記以外の住宅	35,000	5,000

別表第2 共同住宅等

単位：円

種別	単独申請をする場合	設計住宅性能評価を 同時申請する場合
型式認定・製造者認証住宅	$31,000 + 5,000 \text{円} \times (M - 1)$	$10,000 + 2,000 \text{円} \times (M - 1)$
上記以外の住宅	$86,000 + 5,000 \text{円} \times (M - 1)$	$10,000 + 2,000 \text{円} \times (M - 1)$

表中「M」は住戸の数を示す。

別表第3 構造審査加算（限界耐力計算法等の特殊な計算方法による場合）

単位：円

床面積の合計	～200 m <sup>2</sup> 未満	200～500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上
加算額	57,000 円	95,000 円	見積による